

令和4年1月1日から条例施行

寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

土砂等による埋立て、盛土、堆積および一時堆積を規制し、町民の生活の安全の確保および生活環境の保全に寄与することを目的とした『寄居町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例』を、令和4年1月1日から施行します。施行日以後に、土砂等による3,000㎡未満の土地の埋立て等を行う場合は、原則として町の許可が必要となります。

※ただし、令和3年12月31日以前に埋立て等の事業に着手し、令和4年3月31日までに完了する場合は、許可がなくても継続して埋立て等の事業を行うことができます。



条例の主な内容

町内での汚染された土砂等による土地の埋立て等の事業は、すべて禁止となります。

埋立て等の事業を行う場合は町の許可が必要となります。

また、許可基準・条件を遵守する必要があります。

ただし、次のような場合は、許可手続きは不要です。

- 自区内の区域で土砂の発生および処分が完結する事業
- 国、地方公共団体が行う公共事業、公益性が高い事業
- 他の法令の規定による許可、認可、同意、協議の処分その他の行為に係る事業
- その他、軽微な事業で不適切な土地の埋立て等となる恐れがない事業

※上記の場合であっても、埋立て等の高さや面積、事業内容によっては許可手続きが必要となる場合がありますので、必ず事前に生活環境エコタウン課へ確認をしてください。

※土砂等による3,000㎡以上の土地の埋立て等を行う場合は、従来どおり埼玉県での許可が必要です。

周辺地域への説明および町との事前協議が必要となります。

事業期間中は、施工管理者の配置が必要となります。

使用する土砂等は、土質基準および土壌基準に適合し、発生場所から直接搬入されるものに限られます。

土地所有者は自ら現場の状況を把握し、異状があった場合は事業者に対して事業の停止や対策を求め、町に通報しなければなりません。



違反者には罰則が適用されます。

土地所有者等の皆さんへ

自分の土地は自分で管理し、守ることが大切です。土砂等による土地の埋立て等により基準に適合しない土砂等が使用された場合や、土砂等による災害の恐れがある場合は、事業者はもとより土地所有者等の責任により土砂等の撤去などが必要になることがあります。土砂等による土地の埋立て等を行う者に、土地を提供しようとするときは、事業が計画どおり進んでいるか、管理上問題ないかを確認するなど、土地の管理を適正に行いましょう。

☎生活環境エコタウン課(☎581・2121内線223・224)



町の健全化判断比率等をお知らせします！

財政情報の公開と地方公共団体の財政の早期健全化を目的として『地方公共団体の財政の健全化に関する法律』に基づき、町の健全化判断比率等を公表します。

☎財務課(☎581・2121内線321)

健全化判断比率等の算定結果

令和2年度決算の健全化判断比率等の算定結果は表のとおりで、いずれも早期健全化基準、財政再生基準および経営健全化基準を下回り、町の財政は健全な状況です。

▶健全化判断比率

財政指標	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
町の算定値	-	-	3.9%	31.5%
早期健全化基準	13.87%	18.87%	25.00%	350.0%
財政再生基準	20.00%	30.00%	35.00%	-

※実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がない場合「-」で表示されます。

▶資金不足比率

会計名	水道事業会計	下水道事業会計	公設浄化槽事業特別会計
町の算定値	-	-	-
経営健全化基準	20.00%	20.00%	20.00%

※資金不足額がない場合「-」で表示されます。

○健全化判断比率とは？

実質赤字比率

一般会計に赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標化するもの

連結実質赤字比率

町の会計全体で赤字額がある場合、その赤字額の程度を指標化するもの

実質公債費比率

地方債の償還金等の大きさを指標化し、財政負担の程度を示すもの

将来負担比率

一般会計が将来支払う可能性のある負担額を指標化し、将来の財政負担の程度を示すもの

資金不足比率

公営企業会計に資金不足額がある場合、その額を事業規模と比較して指標化するもの

新型コロナワクチン接種について



町の新型コロナワクチン接種状況をお知らせします

▶寄居町の接種状況 (10月27日現在)		
	1回目	2回目
接種人数	26,741人	24,548人
接種率	82.2%	75.4%

今後の新型コロナワクチン接種について

町で実施してきました集団接種は、10月31日(1回目実施分)で終了しました。また、個別接種については、今後規模を縮小して実施します。

11月の接種について

- ▶接種日/接種医療機関にお問い合わせください。
- ▶対象/すでに接種券が届いていて1度も接種していない方、12歳到達者(誕生月の翌月に接種券を送付します)

※1回目の接種後、事情により2回目の接種を受けていない方で接種を希望する場合は、健康づくり課(新型コロナ対策班)にご連絡ください。

- ▶予約方法/電話で予約を受け付けます。

▶接種医療機関

医療機関名(所在地)	電話番号	予約時間
はらしま医院(保田原163-7)	予約専用電話 ☎080・5927・0081	10:00~11:30. 16:00~18:00 (土曜日午後、水・日曜日、祝日を除く)

3回目の接種について

2回目の接種を終了して、おおむね8カ月以上経過した医療従事者から、1回追加(3回目)接種を実施することが国から示されています。今後、科学的知見や諸外国の対応状況を踏まえて、具体的な内容が国から示される予定です。内容が示されましたら、町公式ホームページ等でお知らせします。

☎健康づくり課(新型コロナ対策班)(☎581・2121内線213)